国民健康保険税についてのお知らせ

令和2年度　納税通知書は7月8日発送予定です

国民健康保険税は、病気やけがをしたときの医療費、赤ちゃんを出産したときの出産育児一時金、国保加入者が亡くなったときの葬祭費など、皆さんの健康を支える大切な財源です。
安心して医療を受けられるよう、国民健康保険税は必ず納期限内に納めましょう。

◎【新型コロナウイルス感染症】国民健康保険税の減免措置があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす世帯の方は、申請により国民健康保険税の全部または一部の減免を受けられる場合があります。詳細は市ホームページをご覧いただくか、問合せください。

対象世帯の要件

1　新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（世帯主）が死亡または重篤な傷病を負った世帯
2　新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者（世帯主）の事業収入など（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入）の減少が見込まれ、次の①～③のすべてに該当する世帯
　①事業収入などのいずれかの減少額が、前年の同事業収入などの額の10分の3以上であること
　②前年の合計所得額が、1,000万円以下であること
　③減少が見込まれる事業収入などの所得以外の前年の所得合計額が、400万円以下であること

◎納付には、便利な口座振替がおすすめです
◎国民健康保険税の納期は、7月から翌年2月までの年8回です

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
特別徴収	○		○		○		○		○		○	

※普通徴収は月末が納期限です。ただし、納期限が土・日・祝日の場合は、その翌日となります。12月は25日が納期限です。

その他詳しい内容は、市ホームページからご覧ください。

問　市保険年金課　保険税係｜☎34-0381

8月1日から保険証が新しくなります

国民健康保険

新しい保険証を、世帯主にまとめて簡易書留で郵送します。保険証が届いたら、加入している方全員分の保険証がそろっているか確認してください。現在使用している保険証（令和2年7月31日まで）は、有効期限が切れたあとに自身で裁断・処分してください。

今年の保険証は赤色です！

●ほかの健康保険に加入した方は「資格喪失届」が必要です

ほかの健康保険に加入した方は、国民健康保険の「資格喪失届」を提出して、保険証を返却してください。
資格がなくなった保険証をそのまま使用しないでください。資格喪失後に使用した場合、国民健康保険で負担した医療費を返還していただくことになります。

●有効期限は「令和3年7月31日まで」です

保険証の有効期限は、原則令和3年7月31日です。有効期限が短くなっている方は以下の表を確認してください。保険税を滞納している一部の方には、有効期限が短い「短期証」を送付しています。

対象者	有効期限
75歳の誕生日を迎える方	75歳の誕生日の前日まで　※1
70歳の誕生日を迎える方	70歳の誕生月の末日まで （1日生まれは前月末日まで）　※2
外国人の方	在留期限まで　※3

※1　有効期限までに後期高齢者医療制度の保険証を送付します。
※2　有効期限までに被保険者証兼高齢受給者証を送付します。
※3　在留期間を更新された方には、随時保険証を送付します。

問　市保険年金課　国保年金係｜☎34-0418

後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに設置された後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しています。市町村は、保険料の徴収や保険証の交付、申請の受付など窓口業務を行います。

○令和2年度後期高齢者医療制度の保険料（令和2年度より、保険料率が変わります）

保険料は、定額の「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計が個人単位で計算され、年金からの差し引き（特別徴収）または、市役所から送付される納付書（普通徴収）により納めていただきます。皆さんに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに制度を運営するための大切な財源となります。

1年間の保険料額（100円未満切捨て）
＝
均等割額　被保険者一人当たり　46,000円
＋
所得割額　（総所得金額等－基礎控除33万円）×8.50％

※保険料額の賦課限度額（上限）は、64万円です。※世帯の所得水準により、均等割額が軽減される場合があります。

○後期高齢者医療保険料の軽減措置が変更となります。主な変更内容は以下のとおりです

・均等割額の軽減について
保険料均等割の軽減措置について見直しがあり、軽減割合が変更されます。

対象者の所得要件	均等割額の軽減割合	
	令和元年	令和2年
同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額などが33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他各種所得がない場合）	8割	7割
	令和元年	令和2年
同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額などが33万円以下の世帯（その他各種所得がある場合）	8.5割	7.75割

問　市保険年金課　医療福祉係｜☎34-0382

その他詳しい内容は、市ホームページからご覧ください。

後期高齢者医療

75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入することとなります。
被保険者証は見本のとおりです。毎年8月1日から保険証(被保険者証)が新しくなり、新しい保険証は7月下旬までに届くよう簡易書留で郵送します。

被保険者証

限度額認定証

限度額適用・標準負担額減額認定証

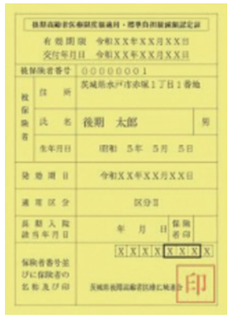

見本

※被保険者証以外に、所得の区分により限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額認定証が交付される方がいます。対象となる方には申請のご案内をします。

○【新型コロナウイルス感染症】後期高齢者医療保険料の減免措置があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす世帯の方は、申請により後期高齢者医療保険料の全部または一部の減免を受けられる場合があります。詳細は問合せください。

対象世帯の要件

1　新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
2　新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入）の減少が見込まれ、次の①～③のすべてに該当する世帯
　①事業収入などのいずれかの減少額が、前年の同事業収入等の額の10分の3以上であること
　②前年の合計所得額が、1,000万円以下であること
　③減少が見込まれる事業収入などの所得以外の前年の所得合計額が、400万円以下であること